栃木市条例第59号

栃木市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行及び本市の景観形成に関し必要な事項を定めることにより、 地域の特性を生かした景観形成を推進し、もって潤いのある豊かな生活環 境の創造及び活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 景観形成 美しい景観を守り、育て、及び創ることをいう。
  - (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規 定する建築物をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、景観形成を推進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、 これを実施しなければならない。
- 2 市は、景観形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な 措置を講じなければならない。
- 3 市は、公共施設の整備を施行するときは、景観形成に関し先導的な役割 を果たさなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、景観形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければなら

ない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動が地域の景観形成に影響を与えることを認識し 景観形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力し なければならない。

(景観計画の変更の手続)

第6条 市は、法第8条第1項に規定する景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ栃木市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(景観形成重点地区の指定)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地区で、重点的に景観形成 を推進する必要がある地区を景観形成重点地区(以下「重点地区」という。) として指定することができる。
  - (1) 特徴ある景観を有する町並み地区
  - (2) 地域の象徴となる自然景観地区
  - (3) 市民が魅力ある景観の創出を目指す地区
- 2 市長は、重点地区の区域内における景観形成の目標、行為の制限の基準 その他必要な事項を定めることができる。
- 3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ指定をしようとする地区の市民及び事業者の意見を聴いた上で、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、重点地区を指定したときは、これを告示するものとする。
- 5 前2項の規定は、重点地区の指定を変更し、又は解除する場合について 準用する。

(景観計画への適合)

第8条 法第16条第1項第1号に規定する行為、同項第2号に規定する行 為又は同項第3号に規定する行為をしようとする者は、当該行為が景観計 画に適合するよう努めなければならない。

(届出を要しないその他の行為)

- 第9条 法第16条第7項第11号の規定により届出を要しない行為は、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行為とする。
  - (1) 景観計画区域のうち重点地区を除く区域内における行為 次に掲げる 行為
    - ア 高さが10メートル以下かつ建築面積が1,000平方メートル以下である建築物等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。)
    - イ 規則で定める工作物以外の工作物及びその規模が別表右欄に掲げる規模である規則で定める工作物の建設等(法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。)
    - ウ 土地の区域面積が1万平方メートル以下である開発行為(都市計画 法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為 をいう。)
  - (2) 景観計画区域のうち重点地区の区域内における行為 規則で定める工作物以外の工作物の建設等

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、重点地区の区域内における法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、法第16条第7項各号に定める行為以外の行為とする。

(変更の届出)

第11条 法第16条第1項の規定による届出を行った者は、当該行為を変更し、又は中止しようとするときは、規則で定めるところにより届け出なければならない。

(添付図書)

第12条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第 2項第4号の条例で定める図書は、景観計画に定められた景観形成基準に ついての対応を記載した書面その他規則で定める図書とする。

(指導、助言及び勧告)

- 第13条 市長は、景観形成を推進するために必要があると認めるときは、 法第16条第1項又は第2項に規定する届出をした者に対し、必要な措置 を講ずるよう助言し、又は指導することができる。
- 2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わないときの措置)

- 第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、 当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、それに従わなかったときは、そ の者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を設けるとともに、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項に規定する命令をしようと

するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物)

- 第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、法第 2 7 条第 2 項に規定する景観重要建造物の指定の 解除について準用する。

(景観重要樹木)

- 第17条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しよ うとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第35条第2項に規定する景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観まちづくり市民団体)

- 第18条 市長は、景観形成の推進を目的として活動する団体が規則に定める要件に該当すると認めるときは、当該団体を景観まちづくり市民団体として認定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により認定した景観まちづくり市民団体が解散した とき又は規則で定める要件に該当しなくなったときは、当該認定を取り消 すものとする。

(管理協定)

第19条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の保全を図るため、必要があると認めるときは、当該重

要建造物等の所有者と協定(以下「管理協定」という。)を締結し、当該 景観重要建造物等の維持管理を行うことができる。

2 市長は、管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(支援)

- 第20条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、技術的助言、助成その他必要な支援を予算の範囲内において行うことができる。
  - (1) 景観まちづくり市民団体
  - (2) 景観重要建造物等の所有者
  - (3) 景観形成の推進に努める者で規則に定める要件に該当するもの (表彰)
- 第21条 市長は、景観形成の推進に寄与していると認められる建築物、工作物又は樹木について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の表彰をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を 聴かなければならない。

(審議会)

- 第22条 市長の諮問に応じ、次に掲げる景観形成に関する事項を調査審議 するため、審議会を設置する。
  - (1) この条例の規定により意見を聴くこととされた事項に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、景観形成の推進に関し必要な事項
- 2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に栃木県景観条例(平成15年栃木県条例第6号) 第13条又は第20条の規定によりなされた届出で行為の着手日が平成 27年4月30日以前のものは、法第16条第1項又はこの条例の相当規 定によりなされた届出とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に前項に規定する届出を要しない行為でこの条例 の施行の日から平成27年4月30日までに着手するものについては、第 9条に規定する行為とみなす。

## 別表 (第9条関係)

区分	規模
さく、塀、垣(生垣を除く。)、擁壁その他	高さが3メートル以下の
これらに類するもの	もの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが10メートル以下
	のもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これ	
らに類するもの	
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類す	
るもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	

広告塔、広告板その他これらに類するもの	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
電気供給若しくは有線電気通信のための電	高さが20メートル以下
線路又は空中線の支持物	のもの
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシ	高さが10メートル以下
ュート、メリーゴーラウンドその他これらに	かつ築造面積が1,000
類する遊戯施設	平方メートル以下のもの
アスファルトプラント、コンクリートプラン	
ト、クラッシャープラントその他これらに類	
する製造施設	
ガス、石油製品、穀物、飼料その他これらに	
類するものを貯蔵し、又は処理する施設	
自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理施設、ごみ焼却場その他これらに類	
する処理施設	
再生可能エネルギーに関連する自立型の構	高さが4メートル以下か
造物	つ築造面積が1,000平
	方メートル以下のもの
自動販売装置	規模にかかわらずすべて
	のもの